# 高教組速報

第 1 1 号

(人事特集号)

2011年 9月26日 文責 馬場 隆

今年度の人事異動の作業も、例年と同様に 10 月上旬に各学校の職員会議で説明が行われ、その後、意向調書の提出、校長によるヒアリングが行われる予定です。この人事作業の開始に先立って、高教組は 8 月 16 日、人事異動の基本方針や意向調書などについての要求書を提出

し、9月14日に交渉を行いました。

この交渉及び昨年までの交渉などから、意向調書の記入やその後の人事作業にかかわって、教職員の皆さんに知っておいていただきたいポイントについて、お知らせします。

### 子育て中の職員に対する人事上の配慮を確認

#### …意向調書を改定し要望を書ける欄を明確化

高教組は要求書の中で、県教委自らが 定めている「特定事業主行動計画」(子育 て中の職員に対する支援計画。法律にして で東定が義務づけられている。詳して の職員に対して人事上の配慮をする方針 であることを校長に周知するとといる 「特定事業主行動計画」に明記していよよ 記慮を求める場合に記載する欄」を設け ることを求めていました。これに対して 県教委は、「特定事業主行動計画」で人事 上配慮することになっていることを校長 に説明すると答えるとともに、意向調書 の第2面(裏面)の「本人及び家族の特記事 項」の欄に「健康、子どもの養育、その他」 の文字を入れ、そこに人事上配慮を求め る内容を書けるようにすると回答しまし た。

#### 意向調書の「人事異動等に関する希望・意見」欄に、 希望する市・郡の順位や学校名を書いてよい

意向調書の第2面(裏面)の「人事異動に関する希望・意見」の欄には、異動を希望する具体的な学校名や、市・郡名を順位をつけて書くことなど、本人の意向



 のように校長に説明してきており、周知 しているところだが、今年度も校長会で 伝えたい。」と回答しています。

校長によるヒヤリングはもちろん重要ですが、中には本心が校長に伝わっていなかったり、校長から人事担当者に正確に伝わらなかったりすることがあります。自分の本当の意向を意向調書に書くことが大切です。この欄を利用して、自分の本当の意向を、具体的に意向調書に書いておきましょう。

#### 旧方針から現行方針への「経過措置」の確認を

現在の人事異動基本方針は、2004年に制定され、05年4月の人事異動から適用されていますが、それ以前のA·B·C



3地区制の旧方針との関されて、 におりでは、 におりでは、 にないとおりでは、 になる者では、 この でもの は、 にの とが は、 にが は に が に に が に に が に に が に が ま しょう。

旧方針で3地区満了の人で50代(04年度末)の人は、新方針の15年は適用せず「同一校6年」で動くことになり、動くとしても遠くには行かない。

49歳以下の人は新方針で動くが、校長のヒヤリングをしっかり聞いて、できる限り本人の不利にならないようにしたい。地区間で動くけれどもできるだけ近くにしたい。

#### 「特殊事情説明書」はだれでも提出できます

健康問題に限らず、人事異動にかかわ

って様々な事情がある人は、遠慮せずに 特殊事情説明書を提出しましょう。という **限定はありません。**『特殊事情説明書 の用紙は、求めた者には「いつでも」「誰にでも」渡すことになっており、勤続年 数にかかわりなく特殊事情のある人は変にかかわりなく特殊事情のあるで変に 貴提出確認しています。

今年度の交渉でも県教委は、「(提出するかどうかは)校長が判断するものではない。本人が出したいのであれば出す権利がある。」と答えています。

# 農・水・工の「交流人事」は **毎年実施するような制度にはしない** 本人の意向に反する人事にはしない と確認

今年4月の人事異動で農業専門の教諭が長崎鶴洋の水産へ、水産専門の教諭が島原農業へ異動した事例にかかわって、県教委は、今後も同様の「交流人事」を工業も含めた形で実施する考えを示していました。このことについて高教組は、「交流人事」は希望があった場合のみ実施し、毎年実施するような制度にしないこと

や、制度化する場合は本人の意向に反する人事にならないようにすることを求める要求書を提出していました。

この要求書に対して**県教委は、9月14**日の交渉で「毎年実施するような制度にすることは考えていない」と回答し、実施する場合は、本人の意向に反して異動させることはないことも確認しました。

<裏面に続く>

## 高校・障害児学校間の「交流人事」の導入を示唆

交渉の中で県教委は、今度の 2012 年度人事から、高校と障害児学校間の「交流人事」をおこなうとする考え方を明らかにしました。現在は義務制の学校と県立学校(高校・障害児学校)との間で行われている「交流人事」を高校と障害児学校間でも制度化するというものです。

#### 「高校における特別支援教育の 充実」が目的と説明(県教委)

では到底期待されるような業務はできないと指摘しました。これに対して県教委は、「授業数を軽減できるように講師を配置することを考える」としながらも、その予算が確保できるかどうか確定していないとも述べています。

高教組は、「そのように内容が確定していない段階で、今度の 2012 年度から導入しようというのは拙速ではないか」と批判しましたが、県教委は現在「素案」を提出している「特別支援教育推進基本計画」の一環であることなどを理由に、2012 年度からの導入の姿勢を崩しませんでした。

#### 「本人の希望・了承が前提」と確認

高教組が「実施する場合は、当然、本人の希望・了承が前提となるはず」と確認を求めたのに対して県教委は、「もちろんです。校種が変わるわけですから。また、目的についての理解も含めて話をしなければならないと思う」と述べました。

## 組合員のみなさんには「異動・留任希望調査書」を配付します

高教組は毎年、組合員を対象に「異動・留任希望調査」を実施し、定期大会で決定した「重点・課題人事」の項目に該当する場合は、本人の希望によって、個人名を出して県教委と交渉することにしています。昨年度も23人について、「重点・課題人事」として、本人の希望の実現を

求めました。その結果、18人について は希望の範囲内で実現しています。

今年度も「異動・留任希望調査」を実施しますので、「重点・課題人事」の項目にに該当すると思われる人は、分会長を通じて本部に調査票を提出してください。

## 「意向調書」、学校独自の「異動希望調査書」「特殊事情説明書」等はコピーして保存を

#### ◆「特定事業主行動計画」について◆

〇「特定事業主行動計画」とは…「特定事業主行動計画」p 1 より

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。この法律は、国、地方公共団体、事業主などが一体となって、子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために作られました。

長崎県は、これまでも保育サービスの充実等、少子化対策に積極的に取り組んできましたが、次世代育成支援対策推進法を受けて、県全体に係る少子化対策として長崎県次世代育成支援対策行動計画を新たに策定し、今後とも様々な諸施策を講じることとしています。

一方、次世代育成支援対策推進法において、国や地方公共団体は「特定事業主」と定められ、職員を雇用する事業主としての立場から、職員の仕事と子育ての両立等に関する措置内容等を記載した特定事業主行動計画を策定することが求められています。

長崎県特定事業主行動計画(長崎県教育委員会)は、行動計画策定指針に掲げられた 基本的視点、並びに職員に対するアンケート調査結果を踏まえ、長崎県教育委員会事務 局等職員及び県立学校教職員を対象に策定したものです。

#### 〇人事異動にかかわる部分

… 「特定事業主行動計画」 p 11「⑨その他子育て中の職員に対する配慮」より ウ) 転勤についての配慮

(管理部門)



子どもの養育に関連して、転勤について人事上配慮を求める場合に記載する 欄を意向調査表に設け、人事異動時の参考とするとともに今後とも子育て中の 職員に対して、状況に応じた人事上の配慮に努めます。

#### ※子どもが何歳までを「子育て中」というのか

このことについては、「特定事業主行動計画」に中にも、根拠法である「次世代育成支援対策法」にも明記してありません。しかし、通常、法的には18歳未満が「子ども」とされているわけですから、18歳未満の子どもを養育している場合は、「子育て中」と言ってよいはずです。

## 「希望と納得の人事」を実現するために あなたも高教組へ